

京都市訓令甲第16号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市広報広聴事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成28年 3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室の項中「出納係長」を「庶務係長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)